

規制改革推進会議 第1回議長・座長会合終了後記者会見 議事概要

1. 日時：令和2年10月7日（水）10:20～10:50
2. 場所：合同庁舎8号館1階S101・103会見室
3. 出席者：
（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理
（政府）河野大臣

○司会 それでは、規制改革推進会議議長・座長会合後の記者会見を開始いたします。
小林議長、お願いいたします。

○小林議長 今日、総理、河野大臣に御出席をいただきまして、規制改革推進会議のコアメンバーでの会合を官邸において開催し、議論を行いました。

お手元にございます「当面の審議事項について」のペーパーを私と高橋議長代理の名前で提出いたしまして、御紹介をした後、各座長から発言をいただきました。御意見の詳細は後ほど高橋議長代理から御紹介をいたしますが、各委員からはそれぞれの担当しているワーキング・グループの分野を中心に、これまで以上に大胆な規制改革に向けた御発言をいただき、意見交換ができたと考えております。

私からも経済のデジタル化が待ったなしであること。デジタル庁の創設は社会のマインドセットを変えるものであること。そのためにアジャイルガバメントを目指すべきこと。デジタル技術を活用して東京一極集中を是正し、自律分散協調系の社会を目指すべきことなどを発言いたしました。

総理からの御指示もありましたように、行政手続の書面・押印・対面原則の見直しを着実に進めて、その次は民間手続においてもデジタル化に向けて規制の抜本的な見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、高橋議長代理、各委員からのお話をお願いいたします。

○高橋議長代理 私からは、手短かに委員の皆さんの発言を御紹介させていただきます。

まず、医療・介護は最もデジタル化が遅れている分野。オンライン診療は恒久化させるべき。AIを用いた診断サポートや見守りロボットなど、デジタル技術を活用した最先端の医療・介護を実現すべき。

次の御意見、テレワークは労働生産性向上、地方創生に寄与する。成果主義の推進や関連法令の適用を明確化すべき。日本型雇用慣行を見直し、労働移動を円滑化すべき。オンライン授業の利用は低調で、十分な教育が提供されたとは言い難い。教育のICT化は教育の質を高めるために重要。

次の方、デジタル技術の進歩によって社会はダイナミックに構造変化している。デジタ

ル化によって情報の非対称性がなくなる。この利点をどう生かしていくか考える必要がある。

次の御意見、農業については、強い農業の創出による地域経済の活性化、意欲ある人材の育成、生産性向上が重要。そのため、生産者の所得向上、新規参入の促進、資本充実に取り組む。

次の御意見、行政のデジタル化は、行政の効率化、高度化、災害対応などを通じ、我が国の発展に幅広く貢献する。書面・押印・対面の見直し、オンライン利用率の引上げ、地方の手のオンライン化に取り組むというような発言がありました。

私は投資等ワーキング・グループの座長も務めておりますけれども、私からは、当面はウィズコロナを前提に、感染拡大防止と経済の早期回復の両立に向け、デジタルニューディールに取り組むべきこと。ポストコロナを見据えれば、規制のデジタルトランスフォーメーションとして大胆な改革に取り組むべきこと。規制改革を通じて自由な経済活動を通じて成長軌道に回復させることが重要であることを申し上げました。総理、河野大臣からサポートがありますので、これまで以上に規制改革推進会議における取組を進めることができると考えております。

それから、順序が前後していますけれども、会議の中で議長と議長代理のペーパーをお出ししたと先ほど申し上げましたので、ここについて御説明申し上げます。

皆様のお手元にもお届けしてございますが、「当面の審議事項について」、若干御説明申し上げます。

本会議では、国民ための改革を進める観点から、規制改革・行政改革ホットラインの提案を規制・制度の見直しに直結させる取組を強化すること。また当面、1、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革を行うこと。2、デジタル時代に向けた、規制全般のデジタルトランスフォーメーションを行うこと。3、地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革を行うこと。この3つの柱の下で取り組むこととしております。

以上でございます。

○司会 河野大臣、お願いいたします。

○河野大臣 今日、規制改革推進会議議長・座長会合の第1回目、総理、官房長官にも出席をいただいて行いました。

この規制改革は菅内閣の一丁目一番地でございますので、規制改革推進会議に対する期待は非常に大きいものがあると思います。難しい問題について専門家の有識者の皆様にしっかり御議論をいただいて、方向性を出していただく。方向性がはっきりしているものについては私のところでその方向に向かって推進をまいります。

また、先般の投資等ワーキング・グループで同時配信の御議論をいただきましたけれども、やはり詳細が大事だと思いますので、その方向性を法律に落とししていく、あるいは現実に動かしていくときに細かいところで見逃しがいいか、間違った方向に行っていない

か、そういうところの確認もやはり有識者の皆様にしっかりやっていただきたいと思っております。

エンジンとハンドルみたいな関係になるのかもしれませんが、規制改革推進会議と平仄を合わせて、しっかりと規制改革を進めて、国民の側から見て新しい価値がしっかりとつくられていく、そういう規制改革を実現してまいりたいと思っております。

○司会 河野大臣、ありがとうございました。

これから質疑を行います。私のほうから指名をさせていただきますので、御質問のある方は氏名、社名をおっしゃっていただいた後、御質問をお願いします。

○記者 議長か河野大臣どちらかにお答えいただければと思うのですが、今、お示しいただいた「当面の審議事項について」、法令の改正とか、民間についても書かれていますけれども、こうしたことを議長のほうから紙を出されて、この内容は今日、総理指示あるいは推進会議としてこれを決定したということなのか。それとも、法令改正をしようということを経験から提案されて、それに基づいてこれからどうやっていくか議論していこうということなのか、そこを少し整理してお答えいただけますでしょうか。

○小林議長 当面の審議事項自体は、先ほど議長代理から紹介がありましたように、新型コロナウイルスの防止と新しい生活様式の規制改革、全般のデジタルトランスフォーメーションと地方の活性化、あるいは経済の成長路線への回復のための規制改革という大枠をまず提案して、それに付随する法改正、省令等を含めて必然的に改正を、できれば今年中にはけりをつけようということで、私自身の認識では決定したと思っております。

○記者 確認ですけれども、そうすると、法改正をするという方針は今日の会議で決定したという形なのか。それとも総理からそうしようと全府省に対して指示があったという認識なのか、そこはどういう。

○小林議長 基本的には、総理からの指示、河野大臣のアクションということですね。それを踏まえまして、先ほど大臣が言われましたように、我々はいわゆるエンジンとハンドルの関係です。エンジンのほうからここへ行くよという基本的な指示があって、それに対して専門性を付与して、正確に整理していくということがこの会議における我々の役目だと思っております。したがって、大きなドライビングフォースは当然、官邸からという認識です。

○司会 そちらの方。

○記者 よろしく申し上げます。

大臣に御質問させていただきます。規制改革・行革ホットラインに寄せられた提案を規制・制度の見直しに直結させる取組を強化するというお話がございました。この中で、ホットラインには、現在、日本学術会議についての提案や意見が寄せられているのかどうかをお聞きしたいのと、大臣は前防衛大臣でもあります。安全保障を巡る問題が身近になっている今日において、日本学術会議の在り方についてどう見ていらっしゃるのか。今回の大臣の取組の範囲に入ってくるものがあるのかどうか教えてください。

○河野大臣 ホットラインに学術会議についてあったかどうか、2日目から内閣府のホットラインのほうへ付け替えましたので、それが上がってくるのに若干タイムラグがあるのと、今もう既に2,600件ぐらいそっちに来ていますので、まだ私が見ている範囲ではそうしたものはなかったと思いますが、まだ全部見きれているわけではありません。

行革の視点から取り上げるべきものについては聖域なく取り上げると言っておりますので、今の段階で入っている入っていないを申し上げることはできませんけれども、何かを特に取り上げると決めているわけでもありませんし、取り上げないと決めているわけでもありません。

○司会 どうぞ。

○記者 大臣にお伺いします。書面規制・押印・対面規制の見直しのところで、省令・告示などの改正と、あと、法改正とあるのですけれども、前半の省令・告示というのはまず全省庁対象でいいのかということと、あと、ここに入らない一連の法改正というのはどういうものなのかというのを少し教えてもらっていいでしょうか。

○河野大臣 押印の廃止について必要な政省令・告示、その他は各省でやる部分、あるいは政府でやる部分があると思いますが、各省でやる部分についてはどんどんやってもらいたいと思っています。

それに入らないものというのはどういう意味ですか。

○記者 年明けに一連の法改正を行うというように分けて書いてあるのですけれども、その区別の違いが分からなくてですね。

○河野大臣 省令で各省で対応できるもの、政令で対応しなければいけないもの、法改正が必要なもの、これから順次分けていきたいと思っています。

○記者 もう一点、民間に対してはどのように呼びかけていくおつもりなのでしょうか。

○河野大臣 民民の関係でも法律に規定された書面でなければいけないもの、対面でなければいけないものについては、なるべくそれを早急に廃止する方向で検討していきたいと思っています。純粹に民民の契約とか、そういうものについて政府がどうこうというわけにはいきませんが、世の中がデジタル化して、そっちのほうの方が便利だ、そういうことになれば、当然、民民の関係もそちらに流れていくものだと思います。例えば印紙税などをとって、紙とデジタルで差があるのだったら、むしろデジタルのほうの方が便利で安ければそちらを選ぼうということになるだろうと思いますので、そういう流れをしっかりとくっていきけるようにしたいと思います。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 河野大臣にお伺いたします。放送のネット同時配信などの著作権処理の円滑化に関してなのですが、5日の投資等ワーキングで文化庁から法改正を含む対応の方向性について報告がなされたと同っております。先ほど詳細が大事だとおっしゃっておられたのですが、改めて文化庁が今回示した方向性についての大臣のお受け止めをお聞かせください。

○河野大臣 基本的な方向性は、国民の利便性を向上させ、権利者、放送事業者の利益をしっかりとパイを大きくすることによって拡大していこうという方向ですから、基本的な方向性はそれでいいと思っております。今日、ワーキング・グループの高橋座長もお見えですけれども、今後、有識者の皆様からしっかりと御意見を伺いながら、法改正に向けて進めていってほしいと思っております。

○司会 ほかに御質問は。

○記者 小林議長の最初の御発言で、デジタル化時代のマインドセットを変えなければいけないという御発言ありましたけれども、小林さんはコロナの前というか、2月の会見等でも同じような発言をされていたと思いますが、この間、マインドセットというのは変わってきたのか、もし不十分だとすれば、ルールを変えただけですぐ変えられるものでもないと思うのですが、何が必要なのかということについて小林議長と、もし可能であれば河野大臣にも御意見を伺いたいと思います。

○小林議長 マインドセットについて、日本の場合はやはり非常に社会がアナログであり、ほかの国から比べると、デジタルに対する基本的なリテラシーは相対的に低かった。今回露呈したように、マイナンバーがあってもなかなかお金が配付できないという話が象徴的です。そういう意味で、国民の認識がここに来てドラスティックに変わりつつある。

それと、そもそもデジタルの基本は、アイデンティフィケーションというか、その人がその人であるということが明確にならないとデジタルが始まらないわけです。あるいはモノのアイデンティフィケーションもあります。日本の場合はここ20年、eガバメントと言われた2000年初頭に既にそういう認識はあったのだけれども、国民全体に対していまだそういうデジタルの基本がなかなか浸透していない。中国とかインドとは若干相違して、人を認証することに対して抵抗感がやはり相当あるわけです。財産の管理に対しても、税の問題を含めて見られてしまうのではないかとといった懸念がある。しかし、このコロナが一つのトリガーになって、ましてやデジタル庁という形ができますと、日本人というのは賢いから、それを一度認識すれば一気にそちらに変換していこうというところに期待したいと思っております。少なくとも21世紀はデジタルを除いて経済的發展はないでしょう。そういうことに国民全体が思いを致すことに期待したいと思っております。

○司会 どうぞ。

○記者 議長か議長代理にお尋ねするのがいいと思うのですが、規制改革実施計画は今年の7月に既にまとめたものがあると思うのですが、そのときもこういった押印の見直しですとか、もう既に掲げられていると思うのですが、このときとの違いというのは省令・告示等の改正と年明けに一連の法改正を行うというところになるのでしょうか。それ以外も何か違いがありますでしょうか。

○小林議長 では、2人で答えますけれども、まず私のほうから。

7月17日にアクションプランが明確になって、4月2日にタスクフォースが立ち上がり、4月7日には結果として初診のオンライン診療もやる。その後、3か月ごとに見直し

をしようというレベルだったわけですが、ここでやはり大臣を含めて強力なリーダーシップの下に、例えばオンライン診療ですと、できる限り恒常化していこうということです。常に、初診については議論があるかもしれませんが、やはりオンライン診療というのは非常に患者あるいは国民にとって利便性が豊かだろう。服薬にしてもそうなのですが、そういったことを恒常化しようというのが今回の大きな違いです。

押印についても、先ほどの民間の話でも、共同宣言を7月には財界と内閣府と官房で出しているわけですが、そういうものをこの3週間という極めて短期間で新政権が具体的なアクションに持っていった。確かに議論はもう百出といいますか、逆にこの間、もう何年も整理はしてきているのですが、本当のアクションにフェーズが変わったというところが大きな違いかなと思っています。だから、ハンドルだけ動かしていたのだけれども、なかなかエンジンを吹かせなかったが、ここに来てエンジンが確実に動き出したという認識です。

○高橋議長代理 私も基本的に同じ認識でございますけれども、今までも規制改革は一丁目一番地と言われるように位置づけていただいていた。今回、改めて菅内閣の下で真ん中とも言われますけれども、位置づけていただいて、これまで以上に優先的な課題としていただいていると認識しております。したがって、今、小林議長からお話があったように、私どもとしては1年前からデジタル化ということを検討して、会議として訴えてきましたけれども、その訴求力とか実行力という面で今回、力をいただいたと。ついでにスピード感もいただいたと感じております。

先ほど投資等ワーキング・グループのネット配信のお話が出ましたけれども、これなど典型的なもので、私どももずっと忸怩たる思いできましたけれども、ここに来てぐっと進展する。スピード感がまさに現れてきた典型だと思います。そういう意味では、どちらかというと、私ども委員のほうも少し心して、もっと今まで以上にスピード感を持ってやらないといけないと思うぐらいスピード感が出てきておりますので、そういう意味で、答申をまとめて、それを1年かけて実行していくということではなくて、どんどん答申の中でできるものは実行していくということを心がけてまいりたいと思います。

○記者 もう一点、すみません。

今後の進め方について伺いたいのですが、今日のような枠組みの会合をこれからどう進めていくかと、本体の会議、初会合というのでしょうか、今年、キックオフとなる会合はいつ頃、開催されるような見通しでいらっしゃるのか教えてください。

○小林議長 この会議そのものは、従来ですと、6月をめどに答申をまとめてという時間軸でやっていたわけですが、河野大臣の下では、個々のアイテムで必要としたもの、あるいはホットラインを含めて、すぐ必要なものは時を待たずしてアクションに入るという大きな違いがあるので、6月に全体を答申するという、これはもちろん残るわけですが、個別のアイテムがあるごとに早く決め、非常に簡素に、スピード感を持ってやるという意味では、今日やったような議長あるいは議長代理、座長を入れた会議を何回も繰り返

してやりつつ、全体会議、本会議をどういう形で進めていくかについては今、議論をしているという認識でございます。

個別のワーキング・グループもあります。今まで個別ワーキング・グループには大臣はほとんど出席されていなかったですし、私もなかなか時間が取れないことも多かったのですが、大臣が出られますので、なかなかこれは弱ったものだなと思うぐらい大分状況が変わっています。そこは委員の皆様も含めてどういう形で集まるべきか。総理に出ていただく、或いは大臣に出ていただく会議についても、事務局も含め今、検討しているところでございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

○記者 小林議長に伺います。一般に規制改革というのは、景気後退局面、非常に難しい、しかも、雇用についてはマイナスに働くという懸念もあるのですが、その点をどうお考えになるか。あわせて、今後焦点となる、いわゆる失業なき労働移動、こういうものに資する規制改革ということも含めて伺いたいと思います。

○小林議長 労働問題というのはまさに経済との非常に大きな関連性があるわけで、人々をどう活性化するか、あるいは労働移動、フレキシブルな労働政策、それと規制改革という関連性については今までも相当議論してきているわけで、根本的にはやはり経済の活性化と国民の利便性をベースにして議論するというスタンスは変わらないと思います。難しさという点は、労働問題に限らず、ある意味では全てのテーマが難しいので、ここはまさにエンジンである政治に我々としては期待をして、動き出す兆しがあることに非常に今、意を強くしているところでございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

○記者 議長に伺います。農業分野の改革のテーマなのですが、先ほど少しお話がありましたけれども、もう少し具体的に伺いたいというのと、あと、先ほどのお話の中で資本充実というお言葉があったかと思うのですが、特に具体的な中身を伺いたいと思います。それから、今年中にけりをつけるというのは、今日お出しになっている資料全てについて今年中にけりをつけるということなのか、それも併せて伺います。

○小林議長 どうしたら強い農業をつくっていただけるのか。それと付随してどのように地域経済を活性化するかということがポイントになるかと思えます。そういう意味では、そもそも農業は平均年齢が67歳で、林業が52.4歳、漁業が56.7歳ということで、非常に高齢化しているわけですが、若い意欲ある人材をどう呼び込むかというのも一つの大きな政策になってまいります。

いかに生産性を向上させるかという意味では、ドローンなどの新しいテクノロジーを使って、デジタル化することによって、他の分野と同じように生産性をいかに向上させるか。このあたりが大きなポイントになりますので、そこに関連した農協改革、あるいは取引生産者との関係性というあたりも大きく力を入れていきたいと思っています。あるいは資本の充実、資金の調達、これは特に海外ビジネスといいますか、輸出ビジネスをやる場

合に資金調達の手続化が重要になりますが、これらをどう図っていくかということが当面の中心課題と考えています。

まず、DXすなわち、デジタルトランスフォーメーションを推進するに当たりまして重要なことは、今までの作業とか、仕事とか、そういうシステムをもう一回、必要性なり、プロセスをチェックして、デジタルにしっかり対応できるような形に転換していくことであると考えております。

○記者 資本充実というのがよく分からなかったもので、どういうことなのか。資金調達の手続化ということなのかなど。

○小林議長 農業における資本の充実というところが分からないということですね。これは、ですから生産者自体が特に輸出のビジネスをやるとか、デジタル化に転換するとか、こういうときに設備投資が要るわけで、金融との関係性で生産者自体の事業拡大に伴う資本充実の仕掛けを考えていくということです。

○記者 今年中にけりをつけるということは、この紙全てについてということですか。

○小林議長 それは濃淡がありまして、とにかく緊急度を要するもの、あるいは非常に必要性の高いもののプライオリティーはつけながら、できるだけ早く、文字どおり、アジャイルにやるということがポイントになるかと思えます。

○司会 次の予定もございますので、最後の質問とさせていただきます。

○記者 重ねてすみません。

河野大臣にお伺いいたします。今回、こうした紙で小林議長のほうから、まず行政手続における押印の省令、法律の改正のスケジュール感が示されました。また、国民の手続についても必要な法改正をという話になっておりますけれども、来年の通常国会等に向けて行政としてどういったスケジュール感でここを臨んでいこうとお考えでしょうか。

○河野大臣 もうできるものについてはどんどんやっていきたいと思っております。法律改正が必要なものがどれぐらいあるか、今、精査中でございますので、法律改正をどのようにやっていこうか、これから検討してまいります、スピード感を持ってやりたいと思えます。

○記者 それは、政省令は年内、法律の改正は条を変えるという認識でよろしいのでしょうか。

○河野大臣 それぐらいのつもりでやらなくてはいかんと思っております。政省令でできるものは年内と言わずに、別に月内でも、週内でも、早くできるようにこしたことはないのだらうと思えます。まあ、日内とは言いませんけれども。

○司会 それでは、これにて記者会見を終了させていただきます。

ありがとうございました。